

朝霞市立 朝霞第五中学校

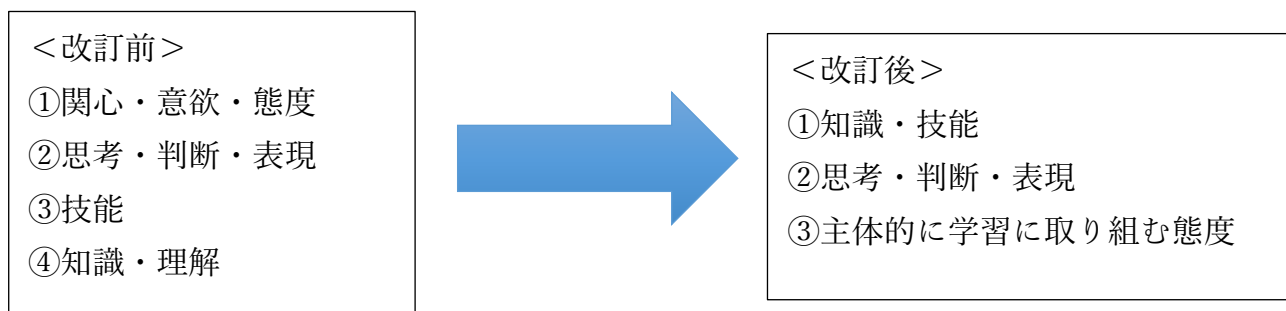
評価・評定について

学習指導要領の基本的なねらいとは

平成29年3月に改訂された中学校学習指導要領は、令和3年度から全面実施となりました。今回の改定では、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合い関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、あらゆる他者を価値ある存在として認め、共に協働できるなど、幸福な人生の作り手及びよりよい社会の作り手となっていけるようにすることを重要視しています。

学習指導要領が目指す評価とは

評価は、子どもたちに、学習指導要領が目指す力をどの程度身に付けているかという学習状況を示すとともに、子どもたちのよさや可能性を引き出し、学習意欲を高めさせるためのものです。今回の改定によって、これまでは4つの観点であったものが、3観点到に整理されました。(これは小中高で共通しています)



<改定後の観点別評価の評価内容>

①知識・技能

⇒各教科等で、学習する過程で身に付けた知識や技能の習得状況について評価を行います。また、それらを既に身に付けている知識や技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に、概念として理解したり技能を習得したりしているかについて評価を行います。

②思考・判断・表現

⇒各教科等の知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を身に付けているかを評価します。

③主体的に学習に取り組む態度

⇒知識や技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力を身に付けたりすることに向けた粘り強い取り組みの中で、自ら学習を調整しようとしているかを評価します。

*「粘り強い取り組み」とは、その取り組みが、教科の達成すべき目標に向かっている姿を意味しています。

*「学習を調整する」とは、課題解決に向けた学びの方向を見通すこと、学びの方向を必要に応じて修正すること、学習成果として何が大切か否かを振り返ること、理解・表現した内容が妥当か吟味すること、他者と協働して最善解や納得解に向かうこと、課題解決に向けて自らを問い直し、問い続けること、などを意味しています。

通知表の見方について

本校では、生徒が学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を見る評価（目標に準拠した評価）を充実させるために、次のように評価・評定を行います。

（１）観点別評価

① 学習単元・内容ごとにA B Cの3段階で絶対評価をします。

② 評価規準

『A』…十分に満足できると判断されるもの

『B』…おおむね満足できると判断されるもの

『C』…努力を要すると判断されるもの

（２）評定

①学期ごと及び学年で5段階評定をします。

②評価規準

『5』…十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの

『4』…十分満足できると判断されるもの

『3』…おおむね満足できると判断されるもの

『2』…努力を要すると判断されるもの

『1』…一層努力を要すると判断されるもの

（３）評価の素材

ペーパーテスト（定期テスト、単元テスト、小テスト）、レポート、ノート、ワークシート、ワーク、実験、実技テスト、作品、授業の観察（態度、挙手、発言、発表、忘れ物、係の仕事、片付け等）、話し合い活動（グループでの協議、スピーチ等）、提出物、生徒の自己評価や相互評価などで評価します。